

第3回 地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会

日時：平成30年8月27日（月）15：30～

場所：北九州国際展示場・AIMビル3階 314・315会議室

次 第

1 報告事項

- 第2回 北九州市立病院機構評価委員会開催結果について

2 議題

- 中期目標（案）について

3 その他

- 今後のスケジュールについて

【配布資料】

資料1 第2回「地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会」の開催結果について

資料2 中期目標（案）

資料3 中期目標（案）の新旧対照表

資料4 中期目標・中期計画 用語解説

【参考資料】

参考資料 中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

第2回「地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会」の開催結果について (速報版)

- 1 **開催日時** 平成30年7月27日(金) 15:30～17:00
- 2 **開催場所** 総合保健福祉センター(アシスト21) 6階61会議室
- 3 **主席者** 赤木委員、小松委員、近藤委員、下河邊委員、松木委員
※欠席委員 田中委員、花岡委員、吉田委員
- 4 **内容** 中期目標(素案)について
- 5 **会議要旨**

○赤木委員(全国地方独立行政法人病院協議会・事務局長)

「災害時における医療」については、病院自体が災害にあつて機能しなくなる恐れもあるので、そうした場合も想定し、中期計画で災害時のBCP(事業継続計画)などについても明記するようにした方がいいと思う。

また、独法化して何が変わるかと言えば、経験上、理事長のリーダーシップだと思う。そういう意味では、前文に、理事長のリーダーシップに関する表現を入れておいた方がいいと思う。

今後、中期計画において最終的には収支計画案を作ることになるが、その際、すでに独法化している政令市8法人の、例えば病床利用率、救急車応需率などよく使われる経営指標を一覧表にしてもらえると、北九州市の独法がどこを目指すべきかという議論がしやすいと思う。

○小松委員(北九州市手をつなぐ育成会・理事長)

中期目標における八幡病院の役割として「小児医療に関する障がい者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組む」という点については、他の政令市では掲げておらず、先駆的な感じがしてうれしく思う。

一方、個人的には、独法化によって周産期医療と小児医療が一体化され、そうした合理化で市民の税金が有効活用されることを期待していたのだが、市民から見ると、医療センターと八幡病院の連携強化はたいへん重要だと思う。そうした観点から、前文の「医療センターと八幡病院の機能分化と連携を進める」という記述は、「機能分化と連携強化を推進する」などスピード感のある表現に変更してはどうかと思う。

今後、この中期目標に基づいて中期計画が作成され、1年ごとに達成状況を評価しながら中期目標に近づくことになるよう期待している。

○松木委員（松木公認会計士税理士事務所・所長）

中期目標の内容や構成はこれでいいと思う。

ただ、今後の病院経営にあたっては、収入確保やコスト縮減について、2つの病院でうまく連携を取りながら効率よく合理的に運営していく必要があると思う。中期目標ではなく中期計画でも構わないので、そうした方向性が市民に伝わるように表現を工夫して欲しい。

また、これからの医療は高齢者が増えてくるので、かかりつけ医の視点が大切になると思うが、医療センターも八幡病院も急性期がメインなので、回復段階に至る橋渡しをきちんとしなくてはいけない病院だと思う。その橋渡しにあたっては、患者目線で見ると、地域の開業医との連携が大事になると思う。

○下河邊委員（北九州市医師会・会長）

中期目標の内容や構成には全く異論はない。

市立病院は2つの病院を質の担保をしながらいかに効率よく運営するかが課題。

独法化の最大のメリットは、財務・契約・人事等を自立的・弾力的に運営できることであり、それぞれの病院に歴史があるので難しいとは思いますが、現場に権限と責任を与えて、物品購入や人事交流等を一体的にやれるかが一番のポイントだと思う。それができれば、市民目線の機能分化された病院になると私は確信している。そのために保健福祉局と病院局が一緒になって知恵を出し合っているところであり、市医師会としても全体的にバックアップしていきたいと思う。

また、理事長権限が一番大事なところ。今のままの体制で、ベッドを維持して、人事交流も共同購入もしないのでは黒字化は難しい。理事長権限によるトップダウンがなければ組織は強くないと思う。

※欠席した委員の意見紹介

○田中委員（下関市立病院・理事長）

中期目標の構成や内容について異論はない。

中期計画の方向性も概ね妥当だが、具体策の実現には理事長のリーダーシップなどが重要だと思う。

中期計画では具体的な数値目標が重要。

○吉田委員（よしだ小児科医院・理事長）

中期目標の構成や内容について異論はない。

小児医療も重要だが、これから高齢者が増えていくので、高齢者が元気になるような患者目線でのトータルケアが重要。

市立病院は、他の医療機関との役割分担や連携を念頭において、患者目線でのトータルケアを意識した病院運営をしてほしい。

○近藤委員長（北九州市市立大学・特任教授・前学長）

いま我々が議論しているのは、あくまでも第1期の中期目標という最初の段階であり、これまで病院が抱えてきた問題点についての課題解決の基盤づくりを行うものだと思う。今後、第2・3期と続く過程での、北九州市のあり方や課題、国の施策などこれから予想される全体を見通して柔軟に対応していく必要があるということも踏まえる必要がある。

中期目標については、委員からは妥当だという意見が多かったが、それを具体化する中期計画においては、法人のガバナンス、理事長のリーダーシップ、院長やスタッフを含めた形での法人のマネジメントなど、様々な課題を改善できるような具体策を盛り込む必要がある。中期目標ができれば終わりということではなく継続的な視点を持っていただければありがたい。

今回の議論をまとめると、市から示された中期目標（素案）については、一部の文言には注文があったが、内容や構成については、異論はなかったと思う。

事務局には、中期目標期間の設定を含め、本日の議論を踏まえて、次回までに中期目標案の作成をお願いしたい。

地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期目標（案）

前文

1 地方独立行政法人化に至った経緯

本市では、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受けて、「新公立病院改革プラン」を策定するため、外部の有識者で構成する「市立病院のあり方検討会議」を立ち上げ、市立病院の経営形態、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割などについて段階的に議論を深めてきた。

こうした議論を踏まえ、平成29年10月に「新北九州市病院事業経営改革プラン」を策定し、このプランにおいて、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）及び北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）については、「平成31年4月の地方独立行政法人化」を目指すこととなった。

これを受けて、平成30年3月に「地方独立行政法人北九州市立病院機構定款」が北九州市議会において議決されたことから、今般医療センター、八幡病院及び看護専門学校を所管する地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）を設立することとした。

2 設立団体として法人に求めるもの

(1) 地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な運営

現在、医療センターと八幡病院は、政策医療として、周産期・感染症・小児救急を含む救急医療を担うほか、医療センターはがん診療において、八幡病院は小児医療において、それぞれ区域内有数の実績を示しているなど、重要な役割を果たしている。

法人には、医療センターと八幡病院において、こうした政策医療を着実に実施しつつ、理事長のリーダーシップのもと、地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営を行うことを期待する。

(2) 地域医療構想の実現に向けた機能分化・連携

平成29年3月に福岡県が策定した地域医療構想では、北九州医療圏は、医療資源は豊富であり、医療提供体制は全般的に充実しているものの、今後の医療需要の変化に適切に対応していく必要があるとされている。

地域医療構想の実現にあたっては、地域の医療資源の効率的な活用が重要であることから、法人には、医療センターと八幡病院の機能分化と連携強化を推進するとともに、地域の医療機関との役割分担と連携に取り組むことを期待する。

3 中期目標の位置付け

この中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、法人が病院事業を実施するにあたって達成すべき業務運営に関する目標について、北九州市議会の議決を経て定めるものであり、法人においては、この中期目標を実現するための具体策、数値目標等を盛り込んだ中期計画を策定するよう、北九州市長として指示するものである。

第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 政策医療の着実な実施

ア 法人が担うべき政策医療については、「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」、「災害時における医療」とする。

※「結核医療」は市立門司病院において提供する。

イ 政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努めること。

ウ 医療需要の変化により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、市と十分協議すること。

(1) 感染症医療

医療センターにおいて、「第2種指定感染症医療機関」としての役割を果たすこと。

(2) 周産期医療

医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供すること。

(3) 小児救急を含む救急医療

八幡病院において、「救命救急センター」、「小児救急センター」としての役割を果たすこと。

(4) 災害時における医療

ア 八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たすこと。

イ 医療センター、八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たすこと。

ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策

を準備すること。

2 各病院の特色を活かした医療の充実

政策医療に加え、各病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供すること。

(1) 医療センター

ア がん医療について、「地域がん診療連携拠点病院」として、高度で専門的な医療を提供すること。

イ がん患者や家族の支援機能を充実させること。

ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努めること。

エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。

(2) 八幡病院

ア 小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図ること。

イ 小児医療に関する障がい者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組むこと。

ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。

3 医療の質の確保

(1) 人材の確保・育成

ア 医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めること。

イ 特に、医師の確保にあたっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努めること。

ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取り組みを習得できる教育研修制度を充実させること。

(2) 医療の質の確保、向上

ア 医療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を越えて連携できる「チーム医療」の推進に取り組むこと。

イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組むこと。

ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。

(3) 医療安全の徹底

安全で安心な医療を提供するため、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象に関する情報収集・分析を行い、適切な予防策を講じること。

(4) 医療に関する調査・研究

高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査・研究に積極的に取り組むこと。

4 市民・地域医療機関からの信頼の確保

(1) 患者サービスの向上

① 患者目線での病院運営の徹底

- ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指すこと。
- イ 職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努めること。

② 快適な院内環境の整備

- ア 施設・設備面での快適性を向上させること。
- イ 患者や家族の利便性を向上させること。

③ 患者や市民への情報提供

- ア 診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取り組むこと。
- イ 市民の健康増進に向けた取組みを進めること。

(2) 地域の医療機関等との連携

- ア 地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指すこと。
- イ 地域医療支援病院として求められる役割を着実に果たすこと。
- ウ 医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 収入増加・確保対策

(1) 病床利用率の向上

政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の医業収支及び経常収支の黒字化を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組むこと。

(2) 適切な診療報酬の確保

- ア 複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化すること。
- イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組むこと。

2 経費節減・抑制対策

(1) コスト節減の推進

- ア 地方独立行政法人制度の特長を活かした契約制度の導入に取り組むこと。
- イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組むこと。

(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備

- ア 医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努めること。
- イ 医療機器をはじめとする高額な機械設備や情報システム等の新規導入や更新にあたっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組むこと。

3 自立的な業務運営体制の構築

(1) マネジメント体制の確立

- ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定システムを構築すること。
- イ 各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織風土づくりに取り組むこと。

(2) 職員の経営意識の向上

- ア 職員の経営感覚を高めるための取組みを進めること。
- イ 職員自らが業務改善に積極的に取組みを進めること。

(3) 法令・行動規範の遵守等

- ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立すること。
- イ ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備すること。

4 職場環境の充実

- ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。
- イ 職員のやりがいや満足度の向上に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 財務基盤の安定化

- ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させること。
- イ 中期目標期間における医業収支及び経常収支の黒字化を実現すること。
- ウ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れや返済等、長期的な資金収支の均衡を図ること。

2 運営費負担金のあり方

政策医療の実施等に対する運営費負担金については、法人の経営状況を見ながら、国が示す基準等に基づいて適切に行うこととするが、法人としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指すこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 看護専門学校の運営

- ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組むこと。
- イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努めること。
- ウ 将来的な看護専門学校のあり方については、市と法人で十分協議すること。

2 施設・設備の老朽化対策

建築後25年以上を経過している医療センターの老朽化対策等、大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。

3 市政への協力

- ア 地域包括ケアシステムの構築や障がい者医療への支援体制づくりなど、市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たすこと。

- イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たすこと。

- ウ その他、市からの協力要請については、積極的に対応すること。

地方独立行政法人北九州市立病院機構中期目標（案） 新旧対照表

修正前	修正後
<p>(前文)</p> <p>1 地方独立行政法人化に至った経緯</p> <p>本市では、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受けて、「新公立病院改革プラン」を策定するため、外部の有識者で構成する「市立病院のあり方検討会議」を立ち上げ、市立病院の経営形態、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割などについて段階的に議論を深めてきた。</p> <p>こうした議論を踏まえ、平成29年10月に「新北九州市病院事業経営改革プラン」を策定し、このプランにおいて、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）及び北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）については、「平成31年4月の地方独立行政法人化」を目指すこととなった。</p> <p>これを受けて、平成30年3月に「地方独立行政法人北九州市立病院機構定款」が北九州市議会において議決されたことから、今般医療センター、八幡病院及び看護専門学校を所管する地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>2 設立団体として法人に求めるもの</p> <p>(1) 地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な運営</p> <p>現在、医療センターと八幡病院は、政策医療として、周産期・感染症・小児救急を含む救急医療を担うほか、医療センターはがん診療において、八幡病院は小児医療において、それぞれ区域内有数の実績を示しているなど、重要な役割を果たしている。</p> <p>法人には、医療センターと八幡病院において、こうした政策医療を着実に実施しつつ、_____地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営を行うことを期待する。</p> <p>(2) 地域医療構想の実現に向けた機能分化・連携</p> <p>平成29年3月に福岡県が策定した地域医療構想では、北九州医療圏は、医療資源は豊富であり、医療提供体制は全般的に充実しているものの、今後の医療需要の変化に適切に対応していく必要があるとされている。</p> <p>地域医療構想の実現にあたっては、地域の医療資源の効率的な活用が重要であることから、法人には、医療センターと八幡病院の機能分化と連携____を____進めるとともに、地域の医療機関との役割分担と連携に取り組むことを期待する。</p> <p>3 中期目標の位置付け</p> <p>この中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、法人が病院事業を実施するにあたって達成すべき業務運営に関する目標について、北九州市議会の議決を経て定めるものであり、法人においては、この中期目標を実現するための具体策、数値目標等を盛り込んだ中期計画を策定するよう、北九州市長として指示するものである。</p>	<p>(前文)</p> <p>1 地方独立行政法人化に至った経緯</p> <p>本市では、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受けて、「新公立病院改革プラン」を策定するため、外部の有識者で構成する「市立病院のあり方検討会議」を立ち上げ、市立病院の経営形態、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割などについて段階的に議論を深めてきた。</p> <p>こうした議論を踏まえ、平成29年10月に「新北九州市病院事業経営改革プラン」を策定し、このプランにおいて、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）及び北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）については、「平成31年4月の地方独立行政法人化」を目指すこととなった。</p> <p>これを受けて、平成30年3月に「地方独立行政法人北九州市立病院機構定款」が北九州市議会において議決されたことから、今般医療センター、八幡病院及び看護専門学校を所管する地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>2 設立団体として法人に求めるもの</p> <p>(1) 地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な運営</p> <p>現在、医療センターと八幡病院は、政策医療として、周産期・感染症・小児救急を含む救急医療を担うほか、医療センターはがん診療において、八幡病院は小児医療において、それぞれ区域内有数の実績を示しているなど、重要な役割を果たしている。</p> <p>法人には、医療センターと八幡病院において、こうした政策医療を着実に実施しつつ、<u>理事長のリーダーシップの下</u>、地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営を行うことを期待する。</p> <p>(2) 地域医療構想の実現に向けた機能分化・連携</p> <p>平成29年3月に福岡県が策定した地域医療構想では、北九州医療圏は、医療資源は豊富であり、医療提供体制は全般的に充実しているものの、今後の医療需要の変化に適切に対応していく必要があるとされている。</p> <p>地域医療構想の実現にあたっては、地域の医療資源の効率的な活用が重要であることから、法人には、医療センターと八幡病院の機能分化と連携<u>強化を推進する</u>とともに、地域の医療機関との役割分担と連携に取り組むことを期待する。</p> <p>3 中期目標の位置付け</p> <p>この中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、法人が病院事業を実施するにあたって達成すべき業務運営に関する目標について、北九州市議会の議決を経て定めるものであり、法人においては、この中期目標を実現するための具体策、数値目標等を盛り込んだ中期計画を策定するよう、北九州市長として指示するものである。</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成31年4月1日から平成____年3月31日までの__年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成31年4月1日から平成<u>36</u>年3月31日までの<u>5</u>年間とする。</p>

修正前	修正後
<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 政策医療の着実な実施</p> <p>○法人が担うべき政策医療については、「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」、「災害時における医療」とする。</p> <p>※「結核医療」は市立門司病院において提供する。</p> <p>○政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努めること。</p> <p>○医療需要の変化により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、市と十分協議すること。</p> <p>(1) 感染症医療</p> <p>○医療センターにおいて、「第2種指定感染症医療機関」としての役割を果たすこと。</p> <p>(2) 周産期医療</p> <p>○医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>(3) 小児救急を含む救急医療</p> <p>○八幡病院において、「救命救急センター」、「小児救急センター」としての役割を果たすこと。</p> <p>(4) 災害時における医療</p> <p>○八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たすこと。</p> <p>○医療センター、八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たすこと。</p> <p>○_____</p> <p>2 各病院の特色を活かした医療の充実</p> <p>○政策医療に加え、各病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>(1) 医療センター</p> <p>○がん医療について、「地域がん診療連携拠点病院」として、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>○がん患者や家族の支援機能を充実させること。</p> <p>○がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努めること。</p> <p>○その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。</p> <p>(2) 八幡病院</p> <p>○小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図ること。</p> <p>○小児医療に関する障がい者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組むこと。</p> <p>○その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 政策医療の着実な実施</p> <p><u>ア</u> 法人が担うべき政策医療については、「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」、「災害時における医療」とする。</p> <p>※「結核医療」は市立門司病院において提供する。</p> <p><u>イ</u> 政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努めること。</p> <p><u>ウ</u> 医療需要の変化により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、市と十分協議すること。</p> <p>(1) 感染症医療</p> <p>医療センターにおいて、「第2種指定感染症医療機関」としての役割を果たすこと。</p> <p>(2) 周産期医療</p> <p>医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>(3) 小児救急を含む救急医療</p> <p>八幡病院において、「救命救急センター」、「小児救急センター」としての役割を果たすこと。</p> <p>(4) 災害時における医療</p> <p><u>ア</u> 八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たすこと。</p> <p><u>イ</u> 医療センター、八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たすこと。</p> <p><u>ウ</u> 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備すること。</p> <p>2 各病院の特色を活かした医療の充実</p> <p>政策医療に加え、各病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>(1) 医療センター</p> <p><u>ア</u> がん医療について、「地域がん診療連携拠点病院」として、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p><u>イ</u> がん患者や家族の支援機能を充実させること。</p> <p><u>ウ</u> がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努めること。</p> <p><u>エ</u> その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。</p> <p>(2) 八幡病院</p> <p><u>ア</u> 小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図ること。</p> <p><u>イ</u> 小児医療に関する障がい者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組むこと。</p> <p><u>ウ</u> その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。</p>

修正前	修正後
<p>3 質の高い医療の提供</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めること。 ○特に、医師の確保にあたっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努めること。 ○医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取組みを習得できる教育研修制度を充実させること。 <p>(2) 医療の質の確保、向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を越えて連携できる「チーム医療」の推進に取り組むこと。 ○良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組むこと。 ○医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、<u> </u>医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。 <p>(3) 医療安全の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全で安心な医療を提供するため、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象に関する情報収集・分析を行い、適切な予防策を講じること。 <p>(4) 医療に関する調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査・研究に積極的に取り組むこと。 <p>4 市民・地域医療機関からの信頼の確保</p> <p>(1) 患者サービスの向上</p> <p>ア 患者目線での病院運営の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指すこと。 ○職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努めること。 <p>イ 快適な院内環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備面での快適性を向上させること。 ○患者や家族の利便性を向上させること。 <p>ウ 患者や市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取り組むこと。 ○市民の健康増進に向けた取組みを進めること。 	<p>3 質の高い医療の提供</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めること。 イ 特に、医師の確保にあたっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努めること。 ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取組みを習得できる教育研修制度を充実させること。 <p>(2) 医療の質の確保、向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を越えて連携できる「チーム医療」の推進に取り組むこと。 イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組むこと。 ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、<u>高度な</u>医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。 <p>(3) 医療安全の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な医療を提供するため、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象に関する情報収集・分析を行い、適切な予防策を講じること。 <p>(4) 医療に関する調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査・研究に積極的に取り組むこと。 <p>4 市民・地域医療機関からの信頼の確保</p> <p>(1) 患者サービスの向上</p> <p>① 患者目線での病院運営の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指すこと。 イ 職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努めること。 <p>② 快適な院内環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設・設備面での快適性を向上させること。 イ 患者や家族の利便性を向上させること。 <p>③ 患者や市民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取り組むこと。 イ 市民の健康増進に向けた取組みを進めること。

修正前	修正後
<p>(2) 地域の医療機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指すこと。 ○地域医療支援病院として求められる役割を着実に果たすこと。 ○医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深めること。 	<p>(2) 地域の医療機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指すこと。 <u>イ</u> 地域医療支援病院として求められる役割を着実に果たすこと。 <u>ウ</u> 医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深めること。
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 収入増加・確保対策</p> <p>(1) 病床利用率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の医業収支及び経常収支の黒字化を前提とした病床利用率の 数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組むこと。 <p>(2) 適切な診療報酬の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化すること。 ○全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組むこと。 <p>2 経費節減・抑制対策</p> <p>(1) コスト節減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方独立行政法人制度の特長を活かした契約制度の導入に取り組むこと。 ○法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組むこと。 <p>(2) 医療機器等の_____計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努めること。 ○医療機器をはじめとする高額な機械設備や情報システム等の新規導入や更新にあたっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組むこと。 <p>3 自立的な業務運営体制の構築</p> <p>(1) マネジメント体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定システムを構築すること。 ○各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織風土づくりに取り組むこと。 <p>(2) 職員の経営意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の経営感覚を高めるための取り組みを進めること。 ○職員自らが業務改善に積極的に取り組みを進めること。 	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 収入増加・確保対策</p> <p>(1) 病床利用率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の医業収支及び経常収支の黒字化を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組むこと。 <p>(2) 適切な診療報酬の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化すること。 <u>イ</u> 全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組むこと。 <p>2 経費節減・抑制対策</p> <p>(1) コスト節減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 地方独立行政法人制度の特長を活かした契約制度の導入に取り組むこと。 <u>イ</u> 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組むこと。 <p>(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努めること。 <u>イ</u> 医療機器をはじめとする高額な機械設備や情報システム等の新規導入や更新にあたっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組むこと。 <p>3 自立的な業務運営体制の構築</p> <p>(1) マネジメント体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定システムを構築すること。 <u>イ</u> 各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織風土づくりに取り組むこと。 <p>(2) 職員の経営意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 職員の経営感覚を高めるための取り組みを進めること。 <u>イ</u> 職員自らが業務改善に積極的に取り組みを進めること。

修正前	修正後
<p>(3) 法令・行動規範の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立すること。 ○ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備すること。 <p>4 職場環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。 ○職員のやりがいや満足度の向上に努めること。 	<p>(3) 法令・行動規範の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立すること。 <u>イ</u> ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備すること。 <p>4 職場環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。 <u>イ</u> 職員のやりがいや満足度の向上に努めること。
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 財務基盤の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させること。 ○中期目標期間における医業収支及び経常収支の黒字化を実現すること。 ○大規模な設備投資等に伴う資金の借入れや返済等、長期的な資金収支の均衡を図ること。 <p>2 運営費負担金のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策医療の実施等に対する運営費負担金については、法人の経営状況を見ながら、国が示す基準等に基づいて適切に行うこととするが、法人としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指すこと。 	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 財務基盤の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させること。 <u>イ</u> 中期目標期間における医業収支及び経常収支の黒字化を実現すること。 <u>ウ</u> 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れや返済等、長期的な資金収支の均衡を図ること。 <p>2 運営費負担金のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策医療の実施等に対する運営費負担金については、法人の経営状況を見ながら、国が示す基準等に基づいて適切に行うこととするが、法人としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指すこと。
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 看護専門学校の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組むこと。 ○教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努めること。 ○将来的な看護専門学校のあり方については、市と法人で十分協議すること。 <p>2 施設・設備の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築後25年以上を経過している医療センターの老朽化対策等、大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。 <p>3 市政への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築や障がい者医療への支援体制づくりなど、市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たすこと。 ○大規模災害発生時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たすこと。 ○その他、市からの協力要請については、積極的に対応すること。 	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 看護専門学校の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組むこと。 <u>イ</u> 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努めること。 <u>ウ</u> 将来的な看護専門学校のあり方については、市と法人で十分協議すること。 <p>2 施設・設備の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築後25年以上を経過している医療センターの老朽化対策等、大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。 <p>3 市政への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> 地域包括ケアシステムの構築や障がい者医療への支援体制づくりなど、市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たすこと。 <u>イ</u> 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たすこと。 <u>ウ</u> その他、市からの協力要請については、積極的に対応すること。

地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期目標 用語解説

○新公立病院改革ガイドライン〔前文〕

平成27年3月に、総務省が公立病院を設置運営する地方公共団体に対して示したガイドライン。ガイドラインでは、人口減少や少子高齢化の進展によって、医療需要が大きく変化する中、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療を安定的、継続的に提供していくため、地方公共団体に、「新公立病院改革プラン」の策定を求めた。

本市では、このガイドラインに基づき、平成29年10月に「新北九州市病院事業経営改革プラン」を策定した。

○市立病院のあり方検討会議〔前文〕

平成27年3月に総務省が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受け、「新公立病院改革」プランの策定にあたり、本市が設置した外部の有識者で構成する市政運営上の会合。

検討会議は、平成27年度は4回、平成28年度は4回、平成29年度は3回開催。

○地方独立行政法人〔前文〕

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定される「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人」をいう。

全国の地方独立行政法人数は、大学75法人、公営企業型55法人、試験研究11法人、社会福祉1法人で、合計142法人。（平成30年4月1日現在）

○政策医療〔前文〕

国際感染症、周産期医療、救急医療、小児医療、がんなど国がその医療政策を担うべき医療であると厚生労働省が定めているもの。

本市の市立病院では、感染症病棟（医療センター 平成4年～）、総合周産期母子医療センター（医療センター、平成13年～）、救命救急センター併設（八幡病院 昭和53年～）、小児救急センター併設（八幡病院 平成15年～）、結核病棟（門司病院 平成5年～）を実施している。

○地域医療構想〔前文〕

平成27年3月に、厚生労働省が都道府県に対して医療計画の一部として地域医療構想の策定を要請したものであり、病床の機能分化・連携を進めるため、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療等まで、患者の状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築することを目的としたもの。

○第2種指定感染症医療機関〔第2-1-(1)〕

都道府県知事が指定し、原則として2次医療圏（一体の区域として、入院医療を提供することが相当である単位）域毎に1箇所設置される。2類感染症（結核、新型インフルエンザ等）の患者の入院治療が可能な病床を有する。

北九州医療圏（中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）では、北九州市立医療センターが指定され16床設置している。

○周産期母子医療センター〔第2-1-(2)〕

都道府県知事が認可し、周産期（妊娠22週から出生後7日未満までの期間）に係わる高度な医療を対象とした医療施設で、産科と新生児科の両方が組み合わされた施設であり、NICU（新生児集中治療管理室）9床以上、MFICU（母体胎児集中治療室）が6床以上の「総合周産期母子医療センター」と、周産期に係る比較的高度な医療を提供する「地域周産期母子医療センター」がある。

北九州市においては、総合周産期母子医療センターは、「市立医療センター」「産業医科大学病院」が指定を受けている。地域周産期母子医療センターは、「JCHO 九州病院」、「国立病院機構 小倉医療センター」が認定されている。

○救命救急センター〔第2-1-(3)〕

厚生労働省が認可し、都道府県が運営、もしくは医療機関の開設者に要請をして設置するものであり、心筋梗塞や脳卒中、頭部損傷等、重篤な患者に対する救急医療を行うことが目的とされている。常時高度な救命医療に対応できる医師や看護師等の医療従事者を確保しておくことや集中治療室（ICU）を整備していることなどが要件とされている。

本市では、「市立八幡病院」と「北九州総合病院」が認可されている。

○小児救急センター〔第2-1-(3)〕

都道府県知事が認可し、小児救急患者を受け入れる施設のうち、小児専用のICU（PICU）を6床以上有し、重篤な小児救急患者に対して24時間診療が可能な機能を有するもの。

本市では、「市立八幡病院」が認可されている。

○災害拠点病院〔第2-1-(4)〕

都道府県知事が指定し、地震・津波・台風・等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。

本市では、「市立医療センター」、「市立八幡病院」、「産業医科大学病院」、「JCHO 九州病院」など9病院が指定されている。

○地域がん診療連携拠点病院〔第2-2-(1)〕

厚生労働省が指定し、専門的ながん治療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などを担う病院。

北九州市内においては、「市立医療センター」、「JCHO 九州病院」、「産業医科大学病院」「戸畑共立病院（県指定）」が指定されている。

○チーム医療〔第2-3-(2)〕

医師、看護師、薬剤師、リハビリスタッフ、栄養士など、異なる職種のメディカルスタッフが連携・協働し、それぞれの専門スキルを発揮することで、入院中や外来通院中の患者を共同で治療していく医療体制。

○クリニカルパス〔第2-3-(2)〕

標準的な治療を行うための工程表。入院から退院までの治療内容や投薬のタイミング、検査やその結果の判定基準などを工程表として定める。患者にかかわる医療者全員が同一基準のもとに治療ができるようになる。入院時に患者へ伝えることで、患者自身のスケジュール管理にもつながる。

○地域医療支援病院〔第2-4-(2)〕

紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用等を通じて、地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院について、県知事が承認するもの。

○ガバナンス〔第3-3-(3)〕

経営戦略や経営目標の実現に向けて法人を組織的に統制していくための、迅速な意思決定の仕組みや、それを実現するための組織体制や業務プロセスなど、組織管理運営全般のあり方のことをいう。

○医業収支〔第4-1〕

入院収益、外来収益等の「医業収益」から給与費、材料費及び減価償却費等の「医業費

用」を差し引いたもの。

○経常収支〔第4－1〕

医療機関においては、医業収益に医業外収益を加えたものから、医業費用に医業外費用を加えたものを差し引いたもの。

○地域包括ケアシステム〔第5－3〕

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく取り組み。

地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期計画 用語解説

○DMOC (Disaster Medical Operation Center) 【第2-1-(4)-ア】

「災害医療・作戦指令センター」の略称で、災害時発生時において、北九州市医師会が策定した「医療救護計画」に基づき設置される。

災害現場活動、医療機関の対応、避難所の開設状況等の情報の集約拠点として機能する。北九州市においては、「市立八幡病院」が指定されている。

○DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 【第2-1-(4)-イ】

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

○BCP (Business Continuity Plan) 【第2-1-(4)-イ】

災害などリスクが発生したときに重要業務が中断しないこと。また、万一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

○MRI (Magnetic Resonance Imaging) 【第2-2-(1)-ア】

人体に電磁波をあてて断層撮影をする方法。脳などの診断に使う。磁気共鳴映像法。

○レスパイト入院 【第2-2-(2)-ウ】

在宅介護が困難になった場合に、医療保険を利用し患者が一時的に入院をすること。

○インシデント 【第2-3-(3)】

日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかったものをいう。

○アクシデント 【第2-3-(3)】

医療機関においては、「医療事故」に相当する用語として使用される。

○医療クラーク 【第3-4-ア】

医師が行う診断書作成等の事務作業を補助する医師事務作業補助者のこと。

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>前文</p> <p>1 地方独立行政法人化に至った経緯</p> <p>本市では、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受けて、「新公立病院改革プラン」を策定するため、外部の有識者で構成する「市立病院のあり方検討会議」を立ち上げ、市立病院の経営形態、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割などについて段階的に議論を深めてきた。</p> <p>こうした議論を踏まえ、平成29年10月に「新北九州市病院事業経営改革プラン」を策定し、このプランにおいて、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）及び北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）については、「平成31年4月の地方独立行政法人化」を目指すこととなった。</p> <p>これを受けて、平成30年3月に「地方独立行政法人北九州市立病院機構定款」が北九州市議会において議決されたことから、今般医療センター、八幡病院及び看護専門学校を所管する地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>2 設立団体として法人に求めるもの</p> <p>(1) 地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な運営</p> <p>現在、医療センターと八幡病院は、政策医療として、周産期・感染症・小児救急を含む救急医療を担うほか、医療センターはがん診療において、八幡病院は小児医療において、それぞれ区域内有数の実績を示しているなど、重要な役割を果たしている。</p> <p>法人には、医療センターと八幡病院において、こうした政策医療を着実に実施しつつ、理事長のリーダーシップのもと、地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営を行うことを期待する。</p> <p>(2) 地域医療構想の実現に向けた機能分化・連携</p> <p>平成29年3月に福岡県が策定した地域医療構想では、北九州医療圏は、医療資源は豊富であり、医療提供体制は全般的に充実しているものの、今後の医療需要の変化に適切に対応していく必要があるとされている。</p> <p>地域医療構想の実現にあたっては、地域の医療資源の効率的な活用が重要であることから、法人には、医療センターと八幡病院の機能分化と連携強化を推進するとともに、地域の医療機関との役割分担と連携に取り組むことを期待する。</p> <p>3 中期目標の位置付け</p> <p>この中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、法人が病院事業を実施するにあたって達成すべき業務運営に関する目標について、北九州市議会の議決を経て定めるものであり、法人においては、この中期目標を実現するための具体策、数値目標等を盛り込んだ中期計画を策定するよう、北九州市長として指示するものである。</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という）は、「新北九州市病院事業改革プラン」の実現に向かって職員一丸となって取り組むとともに、中期目標に掲げる「地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な運営」、「福岡県地域医療構想の実現に向けた機能分化・連携」に留意しつつ、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人法に基づき、以下のとおり中期計画を定める。</p>

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間</p> <p>平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。</p>
<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 政策医療の着実な実施</p> <p>ア 法人が担うべき政策医療については、「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」、「災害時における医療」とする。</p> <p>※「結核医療」は市立門司病院において提供する。</p> <p>イ 政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努めること。</p> <p>ウ 医療需要の変化により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、市と十分協議すること。</p> <p>(1) 感染症医療</p> <p>医療センターにおいて、「第2種指定感染症医療機関」としての役割を果たすこと。</p> <p>(2) 周産期医療</p> <p>医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>(3) 小児救急を含む救急医療</p> <p>八幡病院において、「救命救急センター」、「小児救急センター」としての役割を果たすこと。</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 政策医療の着実な実施</p> <p>ア 政策医療として、「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」、「災害時における医療」を提供する。</p> <p>イ 政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努める。</p> <p>ウ 医療需要の変化等により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、市と十分協議する。</p> <p>(1) 感染症医療</p> <p>医療センターにおいて、「第2種指定感染症医療機関」としての役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2種指定感染症医療機関としての役割 ・感染症患者数 <p>(2) 周産期医療</p> <p>医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期母子医療センターとしての役割 ・分娩件数 <p>(3) 小児救急を含む救急医療</p> <p>八幡病院において、「救命救急センター」、「小児救急センター」としての役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人については、第三次救急医療機関としての役割 ・小児については、365日24時間受入れ体制の堅持 ・救急医療体制の充実 ・救急車搬送数 ・救急車搬送応需率 ・小児ウォークイン患者数 ・救急患者手術件数

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>(4) 災害時における医療</p> <p>ア 八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たすこと。</p> <p>イ 医療センター、八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たすこと。</p> <p>ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備すること。</p> <p>2 各病院の特色を活かした医療の充実</p> <p>政策医療に加え、各病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>(1) 医療センター</p> <p>ア がん医療について、「地域がん診療連携拠点病院」として、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>イ がん患者や家族の支援機能を充実させること。</p> <p>ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努めること。</p> <p>エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。</p>	<p>(4) 災害時における医療</p> <p>ア 八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における統括病院としての役割 ・DMOC 訓練の実施 <p>イ 医療センター、八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害訓練の実施 ・DMAT 訓練の実施 <p>ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCP の策定 <p>2 各病院の特色を活かした医療の充実</p> <p>政策医療に加え、各病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>(1) 医療センター</p> <p>ア がん医療について、「地域がん診療連携拠点病院」として、高度で専門的な医療を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な医療機器を活かした治療の実施 ・MR I を活用した画像診断の充実 ・手術件数 ・がん患者数 ・がんの5年生存率 <p>イ がん患者や家族の支援機能を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 <p>ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療連携室の体制強化 <p>エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供する。</p>

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>(2) 八幡病院</p> <p>ア 小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図ること。</p> <p>イ 小児医療に関する障がい者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組むこと。</p> <p>ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。</p> <p>3 質の高い医療の提供</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>ア 医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めること。</p> <p>イ 特に、医師の確保にあたっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努めること。</p> <p>ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取り組みを習得できる教育研修制度を充実させること。</p>	<p>(2) 八幡病院</p> <p>ア 小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図る。</p> <p>イ 小児医療に関する障がい者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組む。</p> <p>ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症患者及び血液疾患患者などの受け入れ拡大 ・障がい者や家族に対する医療面での支援（レスパイト入院の受入れ等） ・小児患者数 <p>3 医療の質の確保</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>ア 医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な職員採用 ・試験制度の見直し <p>イ 特に、医師の確保にあたっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院運営に関する関係大学との情報共有 ・医師数 ・初期臨床研修医数 ・後期臨床研修医数 <p>ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取り組みを習得できる教育研修制度を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研修制度の充実

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>(2) 医療の質の確保、向上</p> <p>ア 医療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を越えて連携できる「チーム医療」の推進に取り組むこと。</p> <p>イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組むこと。</p> <p>ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。</p> <p>(3) 医療安全の徹底</p> <p>安全で安心な医療を提供するため、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象に関する情報収集・分析を行い、適切な予防策を講じること。</p> <p>(4) 医療に関する調査・研究</p> <p>高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査・研究に積極的に取り組むこと。</p>	<p>(2) 医療の質の確保、向上</p> <p>ア 医療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を越えて連携できる「チーム医療」の推進に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定されるチーム医療の具体例 ・チーム医療の実施目標と実績 <p>イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定されるクリニカルパスの具体例 ・クリニカルパス件数 ・クリニカルパス適用率 <p>ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備・更新等を計画的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の更新・整備計画の作成 <p>(3) 医療安全の徹底</p> <p>安全で安心な医療を提供するため、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象に関する情報収集・分析を行い、適切な予防策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデント・アクシデントの事例把握と適切なフィードバック <p>(4) 医療に関する調査・研究</p> <p>高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査・研究に積極的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治験の実施

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>4 市民・地域医療機関からの信頼の確保</p> <p>(1) 患者サービスの向上</p> <p>① 患者目線での病院運営の徹底</p> <p>ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指すこと。</p> <p>イ 職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努めること。</p> <p>② 快適な院内環境の整備</p> <p>ア 施設・設備面での快適性を向上させること。</p> <p>イ 患者や家族の利便性を向上させること。</p> <p>③ 患者や市民への情報提供</p> <p>ア 診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p> <p>イ 市民の健康増進に向けた取り組みを進めること。</p>	<p>4 市民・地域医療機関からの信頼の確保</p> <p>(1) 患者サービスの向上</p> <p>① 患者目線での病院運営の徹底</p> <p>ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者満足度調査の充実（両病院での統一） <p>イ 職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者満足度調査結果に関する職員への周知 ・改善に向けた検討体制の構築 ・職員研修（接遇等）の実施 <p>② 快適な院内環境の整備</p> <p>ア 施設・設備面での快適性を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適性の向上に向けた院内の環境改善 <p>イ 患者や家族の利便性を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待ち時間短縮に向けた取り組み ・患者や家族に対する支援機能の強化（相談体制、ワンストップサービスの充実等） <p>③ 患者や市民への情報提供</p> <p>ア 診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実 ・市民向け広報誌の発行 <p>イ 市民の健康増進に向けた取り組みを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公開講座の実施

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>(2) 地域の医療機関等との連携</p> <p>ア 地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指すこと。</p> <p>イ 地域医療支援病院として求められる役割を着実に果たすこと。</p> <p>ウ 医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深めること。</p>	<p>(2) 地域医療機関等との連携</p> <p>ア 地域医療機関のニーズと役割を把握し、地域医療機関に信頼される病院を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療機関へのヒアリング・アンケートの実施 ・地域医療機関へのきめ細かな情報提供による患者の紹介や逆紹介の向上 ・医療連携部門の強化 ・紹介率、逆紹介率 <p>イ 地域の医療機関との役割分担や連携に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携会の充実 ・周辺医療機関との情報交換体制の確立 ・共同利用件数（高額医療機器、開放病床） ・登録医療機関数 <p>ウ 地域医療支援病院として求められる役割を着実に果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を担う、かかりつけ医の支援 （患者の紹介・逆紹介、医療機器・開放病床の共同利用、救急医療の提供、研修の実施） <p>エ 医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事交流等による診療機能の相互支援 ・患者の紹介・逆紹介 ・特殊な医療設備の共同利活用
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>
<p>1 収入増加・確保対策</p> <p>(1) 病床利用率の向上</p> <p>政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の医業収支及び経常収支の黒字化を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組むこと。</p>	<p>1 収入増加・確保対策</p> <p>(1) 病床利用率の向上</p> <p>政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の医業収支及び経常収支の黒字化を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率の数値目標（病床種別等） ・病床利用率向上に向けた取組み（新規患者確保、柔軟な病床運営）

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>(2) 適切な診療報酬の確保</p> <p>ア 複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化すること。</p> <p>イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組むこと。</p>	<p>(2) 適切な診療報酬の確保</p> <p>ア 複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即戦力となる医療事務職員の確保（公募、プロパー化） ・職員研修の充実 <p>イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬制度に関する職員説明会の実施、外部研修への参加促進
<p>2 経費節減・抑制対策</p> <p>(1) コスト節減の推進</p> <p>ア 地方独立行政法人制度の特長を活かした契約制度の導入に取り組むこと。</p> <p>イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組むこと。</p> <p>(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備</p> <p>ア 医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努めること</p> <p>イ 医療機器をはじめとする高額な機械設備や情報システム等の新規導入や更新にあたっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組むこと。</p>	<p>2 経費節減・抑制対策</p> <p>(1) コスト節減の推進</p> <p>ア 地方独立行政法人制度の特長を活かした契約制度の導入に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の導入（機械設備の保守等） ・入札制度の見直し（価格交渉制度の導入等） <p>イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両病院での契約の一本化 ・医療機器のメンテナンスのあり方の検討 <p>(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備</p> <p>ア 医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器ごとの費用対効果（稼働率等）の測定 <p>イ 医療機器をはじめとする高額な機械設備や情報システム等の新規導入や更新にあたっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備等の新規導入・更新計画の作成（各種医療機器、電子カルテ、その他機械設備等） ・減価償却費の対医業収益比率

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>3 自立的な業務運営体制の構築</p> <p>(1) マネジメント体制の確立</p> <p>ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定システムを構築すること。</p> <p>イ 各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織風土づくりに取り組むこと。</p> <p>(2) 職員の経営意識の向上</p> <p>ア 職員の経営感覚を高めるための取組みを進めること。</p> <p>イ 職員自らが業務改善に積極的に取組みを進めること。</p> <p>(3) 法令・行動規範の遵守等</p> <p>ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立すること。</p> <p>イ ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備すること。</p>	<p>3 自立的な業務運営体制の構築</p> <p>(1) マネジメント体制の確立</p> <p>ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定システムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会を中心とした組織づくり（理事会、経営会議） ・経営企画部門の再編（病院マネジメントに関する情報の活用） <p>イ 各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織風土づくりに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員の計画的な育成 <p>(2) 職員の経営意識の向上</p> <p>ア 職員の経営感覚を高めるための取組みを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に関する職員研修の実施（外部講師の招聘） ・医師の業績評価制度の導入 <p>イ 職員自らが業務改善に積極的に取組みを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に関する情報共有の仕組みの充実 <p>(3) 法令・行動規範の遵守等</p> <p>ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修制度の充実 <p>イ ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査制度の構築

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>4 職場環境の充実</p> <p>ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。</p> <p>イ 職員のやりがいや満足度の向上に努めること。</p>	<p>4 職場環境の充実</p> <p>ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人制度の特長を活かした人事給与制度の構築（各種手当の見直し、勤務時間の弾力化等） ・業務分析に基づく役割分担の見直し、負担軽減策の検討（医療クラークの活用等） ・病院職員の評価制度の見直し ・法人固有の厚生事業の検討 <p>イ 職員のやりがいや満足度の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度の充実 ・職員満足度調査の実施 ・資格取得や論文発表等のスキルアップに関する支援制度の導入 ・ワークライフバランスの推進
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>
<p>1 財務基盤の安定化</p> <p>ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させること。</p> <p>イ 中期目標期間における医業収支及び経常収支の黒字化を実現すること。</p> <p>ウ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れや返済等、長期的な資金収支の均衡を図ること。</p> <p>2 運営費負担金のあり方</p> <p>政策医療の実施等に対する運営費負担金については、法人の経営状況を見ながら、国が示す基準等に基づいて適切に行うこととするが、法人としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指すこと。</p>	<p>1 財務基盤の安定化</p> <p>ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させる。</p> <p>イ 中期目標期間における医業収支及び経常収支の黒字化を実現する。</p> <p>ウ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れや返済等、長期的な資金収支の均衡を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医業収支比率 ・経常収支比率 ・単年度実質収支 <p>2 運営費負担金のあり方</p> <p>法人としては、可能な限り自立した経営に努めることとするが、医療センターと八幡病院の役割である政策医療等の実施にかかる費用等については、国の基準に基づいた運営費負担金について、市の支援を求める。</p>

中期目標（案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（案）	中期計画の方向性（イメージ）
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 看護専門学校の運営</p> <p>ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組むこと。</p> <p>イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努めること。</p> <p>ウ 将来的な看護専門学校のあり方については、市と法人で十分協議すること。</p> <p>2 施設・設備の老朽化対策</p> <p>建築後25年以上を経過している医療センターの老朽化対策等、大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。</p> <p>3 市政への協力</p> <p>ア 地域包括ケアシステムの構築や障がい者医療への支援体制づくりなど、市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たすこと。</p> <p>イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たすこと。</p> <p>ウ その他、市からの協力要請については、積極的に対応すること。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 看護専門学校の運営</p> <p>ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度の適正な運用 ・カリキュラムの充実 <p>イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費の縮減 <p>ウ 将来的な看護専門学校のあり方については、市と法人で十分協議する。</p> <p>2 施設・設備の老朽化対策</p> <p>建築後25年以上を経過している医療センターの老朽化対策等、大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議する。</p> <p>3 市政への協力</p> <p>ア 地域包括ケアシステムの構築や、障がい者医療への支援体制づくりなど、市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療等における緊急時の後方支援機能病院としての役割 ・障がい児のレスパイト入院 <p>イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〈八幡病院〉 災害拠点病院の統括病院、災害拠点病院としての役割 ・〈医療センター〉 災害拠点病院としての役割 <p>ウ その他、市からの協力要請については、積極的に対応する。</p>

中期目標（素案）及び中期計画の方向性（イメージ）

中期目標（素案）	中期計画の方向性（イメージ）
	<p>●中期計画に追加すべき事項</p> <p>第6 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画期間中の収支予算の総額 ・人件費の見積もり総額 ・運営費負担金の算出基準（考え方） <p>2 収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画期間中の損益収支見通しの総額 <p>3 資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画期間中の資金収支見通しの総額 <p>第7 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額の設定（想定外の退職手当の支給、偶発的な出費への対応等） <p>第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>第9 重要な財産の譲渡又は担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>第10 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育などに充てる。 <p>第11 料金に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金の具体例 ※現在、条例で規定している内容と同等（差額ベッド代、分娩料、駐車料金、看護学校入学金・授業料等） ・減免規定（理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免又は免除することができる） <p>第12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備に関する計画（施設設備の整備予定額、財源） ・人事に関する計画（採用等の考え方） ・中期目標の期間を超える債務負担（地方債・長期借入金の償還額） ・積立金の処分に関する計画（積立金の使途）